

平成26年(行ウ)第521号 法人文書不開示処分取消請求事件

原告 レペタ・ローレンス

被告 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

準備書面 (3)

平成27年8月27日

東京地方裁判所民事第38部B1係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 伊 藤

真



弁護士 西 尾 政 行



弁護士 平 井 佑 希



1 各実験の概要について

本件開示請求の対象となった各実験の概要につき、甲第28号証「カラシナ・ディフェンシン遺伝子を導入した組換えイネ研究の流れ」に沿って、以下のとおり説明する。なお、各実験相互間の関係性を理解しやすくするため、ディフェンシン遺伝子の開発に関する実験のみならず、栽培実験も含めて説明する。

(1) 1998年(平成10年)～1999年(平成11年)：カラシナからのディフェンシン遺伝子のクローニング、組換えイネの作成実験(甲28に①で示される部分。以下、「実験①」という。)

1998年は川田元滋氏（以下、「川田氏」という。）が契約職員（2名以上）に指示して研究を実施した。1998年の年度末以降は、中央農研北陸研究センターの遺伝子関係研究者グループが文部科学省予算「重点研究支援協力員派遣事業」を「イネの耐病性等機能増強に有用なゲノム遺伝子の単離 利用と改変機能の検証」の重点研究課題で獲得して実施した。この重点研究課題は4つの課題で構成され、川田氏はこの中の一つの課題の一部としてディフェンシン遺伝子組換えイネ作成課題を担当し、契約職員（5名以上）とともに重点研究支援員に指示して、ディフェンシン遺伝子のクローニングとディフェンシン遺伝子組換えイネの大量作出を行った。

（2）1998年（平成10年）～2006年（平成18年）：組換えイネの病害抵抗性評価・遺伝子発現等の評価（屋内栽培実験）（甲28に②で示される部分。以下、「実験②」という。）

川田氏は、契約職員（5名以上）とともに重点研究支援員に指示して、実験①で作成した組換えイネの屋内栽培実験を行い、いもち病及び白葉枯病に対する抵抗性の付与を明らかにし、後代でも病害抵抗性と遺伝的安定することを確認した。

（3）2001年（平成13年）中頃～2003年（平成15年）：緑色組織特異的発現プロモーターを利用した新組換えイネの作成実験（甲28に③で示される部分。以下、「実験③」という。）

川田氏は、契約職員（5名以上）とともに重点研究支援員に指示して、大島氏から提供を受けた緑色組織特異的発現プロモーター（後記（6）参照）を利用して、新しい導入遺伝子を構成し、これを導入したイネの大量の作出を行った。

（4）2002年（平成14年）～2006年（平成18年）：新組換えイネの病害

抵抗性評価・遺伝子発現等の評価・環境影響評価（屋内栽培実験）（甲28に④で示される部分。以下、「実験④」という。）

川田氏は、契約職員（5名以上）とともに重点研究支援員に指示して、実験②で作成した組換えイネの屋内栽培実験を行い、いもち病及び白葉枯病に対する抵抗性の付与を明らかにし、後代でも病害抵抗性と遺伝的安定することを確認した。

（5）2005年（平成17年）～2006年（平成18年）：新組換えイネの隔離圃場栽培実験（甲28に⑤で示される部分。以下、「実験⑤」という。）

矢頭氏は、川田氏の依頼により、実験④の組換えイネの一部を隔離圃場で栽培実験を行った。この時、耐病性評価は、病害研究グループの協力を得た。

（6）2000年（平成12年）～2001年（平成13年）：イネからの緑色組織特異的プロモーターの開発（甲28の右端に点線で示される部分のうち、「要素技術3」として示される部分。以下、「実験⑥」という。）

大島正弘氏（以下「大島氏」という。）を中心としたグループは、1998年（平成10年）より、イネからの組織特異的プロモーターおよび病原菌感染誘導プロモーターのクローニング、機能解析を目的とする研究を実施していた。

この実験は、カラシナ由来のディフェンシン遺伝子という、特定の遺伝子を前提とするものではなく、上記川田氏が行っていた（1）ないし（5）の実験とは、全く別の実験である。

このグループの一連の研究の中で、大島氏は、2000年～2001年に緑色組織特異的発現プロモーターを開発し、特許化し製品化を行なった。大島氏が開発したこの緑色組織特異的発現プロモーターは、川田氏が上記（3）の実験を行うに当たって、提供された（大島氏は、別途行っていた自らの研究成果を提供したのみであり、川田氏と共同研究を行った

ものではない。)。

(7) なお、訴状5頁の請求文書目録3記載の、「論文『抗菌蛋白質ディフェンシンの多様な機能特性』(雑誌『化学と生物』Vol.43NO.4に掲載。甲11)で紹介された研究(233頁左段の『ディフェンシン、抗生物質および農薬の有効成分を用いて耐性菌の出現頻度の比較解析研究』を含む)に関する実験」(原告準備書面(4)による訂正後の表記)は、実施されていない。

2 被告における実験ノート等の取扱いについて

(1) 前提事情

前提となる事情として、被告における研究は、農林水産省の施策を実現するための研究であり、同省が示す行政ニーズ等から抽出された具体的な目標(中期目標)を達成するため、その実現に向けた計画(中期計画)が作成される(乙第2号証参照)。

これを受け、被告における各研究者は、中期計画の目標を実現するため、その創意に基づいて研究課題を発案する。被告は、各研究者の発案を尊重しつつ、組織としてニーズ等を勘案して法人として行うべき課題として各研究課題テーマを決定している。

このように、目標を示し、研究実施課題を決定するのは農林水産省や被告であるが、個別の研究実施課題は研究者の発意に基づくものであり、そのアプローチは個々の研究者の独創的な創意工夫に委ねられている。

(2) 被告における実験ノート等の具体的な取扱状況

被告においては、本件各実験が実施されていた当時において、実験ノート等の作成、利用及び管理については以下のとおりであった(乙第4号証

・72頁～74頁、甲第16号証5頁～6頁、甲第17号証3～5頁参照)。なお、本書面において「実験ノート等」の用語は、訴状5頁の請求文書目録の記載に即して、実験ノート、実験記録その他名称のいかんを問わず実験の生データを記録したすべての書類を指すものとしてこれを使用する。

- ① 各研究チームでは、チーム長から各研究員に対し、研究課題について包括的な指示が行われ、各研究員は、それに従い実験等を行うが、そこで得られたデータは、各研究員が管理しており、被告として組織的に管理はしていない。
- ② 各研究員は、チーム長に対して、実験結果の生のデータではなく、ある程度まとめた上で実験の状況などを報告している。

本件各実験の毎年度の本件各実験の実績の概要は、「成績・計画概要書」に記載されていたが、同概要書のほかには実験結果等をまとめた報告書ないしこれに類する文書は存在しない。もちろん、本件各実験の担当者間において本件各実験に関する情報交換、報告や指示がなされることはあるが、いずれも適宜必要に応じておこなわれるものであり、定期的に、または報告書等の書面をもってなされることはなかった。

- ③ 実験データを記録しておく媒体については、特に決まった様式や記載方法はなく、メモ用紙にすぎないものや、バインダー、ノートあるいはパソコンに保存するものなど、様々であった。

被告における研究は、植物が対象であり、工業分野の研究の様に比較的短時間で実験結果が出るものとは異なり、実験結果が出るまでに長時間を要する栽培実験の他に、実験室における植物の生理的・分子遺伝学的解析なども含む多様な形態を持つものである。このような研究では、実験ノート等の記載内容等の統一は、研究の効率的・効果的実施になじまないからである。

- ④ 各研究者は、実験データについては、善良な管理者の注意をもって管理に当たるものとし、外部への持ち出しは原則禁止されていた。研究者が退職する場合は実験ノートは個人で廃棄するものとされ、たまたま研

究を引き継ぐ者があれば、その個人に実験ノート等を残すことはあるが、組織としての被告に引き継ぐものではなく、退職者の残した実験ノート等が被告の資料室その他一定の場所に保管されることはない。

（3）第一次開示請求の異議申立手続における説明

被告は、第一次開示請求の異議申立手続において、諮問機関である内閣府情報公開・個人情報保護審査会（以下、「本件審査会」という。）に対して、上記（2）①ないし④と同様の説明をおこなった（乙第2号証・73～74頁）。

これをうけ、本件審査会は、被告が行っている主な研究分野である生物系の研究と類似する分野を研究・調査している他の独立行政法人における実験ノート等の保有状況及び管理等について調査したところ、特定独立行政法人C、特定独立行政法人D、特定独立行政法人E及び特定独立行政法人Fにおいては、実験ノート等は法人文書として取り扱っておらず、研究者個人のものとして取り扱っていること、また、上記各法人においては、実験ノート等に関する様式、管理、保管及び外部への持ち出し等に関する規定もないことが確認された（乙第4号証・74～75頁）。

（4）研究対象分野による違い

被告における実験は、工業分野の研究や製薬会社における研究組織単位で個別研究課題に取り組むものとは異なり、各研究者間において必要に応じて相互に意見交換を行うものの、基本的にはそれぞれの研究者が研究課題ごとに責任を持って、様々な実験を行うと共に、時には室内実験等の短期の実験を行い、時には長期間継続する屋外での栽培実験等を行うなど、多様な態様を含むものである。例えば、遺伝子の配列解析は数時間で終わる一方、本件各実験の主要部分であるイネの特性解析の場合は栽培と解析のサイクルが基本的には1年であり、さらに果樹の場合であれば数年の観察が必要である。このような多様な研究の性格から、被告に所属する各研

究者の実験ノート等は組織的に管理する必要性に乏しく、各研究員の自主管理に委ねられていたのである。

(5) 小括

以上の各事情に鑑みれば、本件開示請求の対象となった各実験について作成された実験ノート等が存在したとしても、それは各研究者個人のものであり、組織供用性がないことは明らかである。

本件審査会も、平成20年6月27日に原告からの異議申立手続について諮詢を受け、同23年9月30日に答申を出すまで3年3か月の歳月を費やし、その間、異議申立人（原告）から意見書1ないし3を受領し、諮詢序（被告）からは理由説明書並びに補充理由説明書1及び2を受領し（乙第4号証・66頁ほか）、さらに被告職員（統括部長）からの口頭説明や他の独立行政法人に対する調査確認等を経た上で、本件の実験ノート等が法人文書には該当しない旨の結論を出している（乙第4号証・75～78頁）。

このように、実験ノート等の被告における取扱いについて十分な調査と慎重な審議を経た上で出された「本件の実験ノート等は法人文書ではない」との本件審査会の結論が尊重されるべきであることはいうまでもない。

3 川田氏の実験ノート等について

(1) 川田氏は実験ノート等を作成していないこと

川田氏は、開示請求の対象となった各実験の多くを企画・立案し、本件各実験の実施において指導的役割を果たし、実験結果の取りまとめ等を行った人物であるが、実験自体を自ら実施したものではない。すなわち、川田氏は、一連の研究・実験にあたり、常勤・非常勤職員合わせ10名をこえる研究スタッフの指揮・統制をして研究を推進させることを主な業務と

しており、川田氏自身がガラス器具等を使って実験を行ったり、実験機器を操作したりするようなことはなかった。それゆえ、川田氏自身は、実験の結果をそのまま記録した実験ノート等は作成していなかった（甲第14号証）。

（2）研究スタッフからの報告

川田氏は、上記のような状況の中で研究を円滑に進めるために、個々の研究スタッフから実験データ（実験機械から出力される数値等のデータや電気泳動結果の記録写真といった一次データ）を報告させ、その場で実験条件などの確認を行い、実験に不備がないか、きちんとしたデータであるのかといった点検を主に口頭でのやりとりで行っていた。

その上で、使用しうるデータと判断されたものについては、手元にメモとして保管し、その価値がないと判断したものについては、その場で破棄すると共に、再実験の方法等について議論を行い、指示をする、といったスタイルで業務を進めていた。もとより、1つの実験結果をもって研究としてまとめるわけにはいかないため、川田氏の手元のメモがある程度まとまった時点で、それらを吟味し、内容を整理・精査した上で、主としてPCを活用して論文や概要書などの「各種レポート」の中に取り込むことはしていた。

川田氏は、こうして取りまとめられた「各種レポート」が研究を進める上で重要な記録であると考えていたため、手元メモについては、しばらくの間は手元に保管していたものの、既に「各種レポート」に取りまとめ済みのものとして、その用は終わったと考え、定期的に机周りを整理整頓する際に、廃棄することとしていた（甲第14号証）。

したがって、川田氏はその研究スタッフの作成した実験ノート等を受領することもなかつたし、研究スタッフからの報告を元に川田氏が自ら作成した手元メモについてもすでに廃棄済みである。

(3) 原告の主張に根拠がないこと

原告は、川田氏が甲第9号証及び甲第10号証の各「実験成績証明書」に川田氏が「実験者」として記載されていることや、川田氏が甲第11号証の論文の発表者の一人として記載されていることをもって、川田氏作成にかかる実験ノート等が物理的に存在する旨を主張する（原告準備書面（1）8頁ないし11頁）。

この点、確かに甲第9号証及び甲第10号証の各「実験成績証明書」に記載された文章は川田氏の作成にかかるものであるが、これは、同氏が本件各実験の実質的な担当責任者であったことから、実際に実験を担当していた者から口頭で説明・報告を受けるほか、川田氏からの求めに応じて実験担当者がまとめたメモや図表等の素材（実験ノート等ではない）の提供を受け、上記各論文を作成したものである。

また、甲第11号証は、「化学と生物」という雑誌に掲載された「抗菌蛋白質ディフェンシン」に関する一般的な解説記事であり、他の研究者による成果とともに、本件各実験の既発表の成果を取りまとめて紹介したものであって、本件各実験によるデータに基づいて直接作成されたものではない。

以上より、甲第9号証ないし甲第11号証に川田元滋氏の名前が記載されているからといって、そのことは同氏が実験ノート等を作成・保有していたことの裏付けとはならないのであり、この点において原告の上記主張は理由がないものである。

(4) 第一次実験ノート裁判における事実認定

ア 第一次実験ノート裁判における第一審判決も、各論文に川田氏の名前が実験者ないし発表者として記載されていることを認めつつも、各実験における川田氏の役割や研究体制等について詳細な事実認定をしたうえで、川田氏が実験ノート等を作成していると認めるに足りる証拠はないとの結論付けている（甲第5号証27頁～35頁）。

イ この点、第一次実験ノート裁判は遺伝子組換えイネの栽培実験に関するものではあったが、川田氏が自ら実験ノート等を作成していないことや他の研究スタッフから実験ノート等の提供を受けていないことは開発実験に関しても全く同様である。

ウ なお、川田氏は一連の研究がスタートした当初は自ら実験ノート等を作成していた旨の証言をしているが（甲第16号証8頁）、仮に川田氏が実験ノートを書いていた時期があるとしてもそれは実験開始当初のわずかな期間にすぎない。また、川田氏は、各実験に関するメモ類については、しばらくの間は手元に保管していたものの、定期的に机周りを整理整頓する際に廃棄していた旨を述べている（甲第14号証3頁、甲第16号証1頁）。

したがって、仮に、川田氏が本件各実験が開始された当初に実験ノートを書いていたことがあったとしても、本件開示請求がなされた当時はすでに廃棄されていたのであり、いざれにしても川田氏作成の実験ノートは、本件開示請求の時点では存在しなかったものである。

（5）実験ノート等について被告が組織として保管・管理していないこと
川田氏は多くの研究スタッフに各実験を担当させていたところ、当該各研究スタッフがそれぞれ、各自の備忘のための実験ノート等を作成していた可能性があることは否定しない。

しかしながら、被告が法人組織として、川田氏の研究スタッフが作成した実験ノート等を保管・管理したことは一切ない。

4 大島氏の実験ノート等について

（1）大島氏の研究内容

前述のとおり、大島氏は、川田氏が中心となって進めていたカラシナ・

ディフェンシン遺伝子を導入した組換えイネ研究に関する各実験とは全く別のものとして、1998年10月から、当時の北陸農業試験場の稻育種工学研究室長の立場で、部下研究員並びに契約職員と共に、イネからの組織特異的プロモーターおよび病原菌感染誘導プロモーターのクローニング、機能解析にかかる研究を行ってきた。

（2）実験ノート等の作成

大島氏は、自らの研究を行う上で、実験室での各種実験の結果については、後日の備忘だけでなく、実験条件の正確性・再現性を担保するため、実験ノート等を作成し、保管してきた。

しかしながら、これは大島氏個人にとっての「原記録」であり、他人が見ることを想定したものではなく、また被告において法人として決められた様式、体裁がなかったことから、統一した様式にもとづいて作成されたものではない。

（3）実験ノート作成の目的

大島氏の実験ノート等作成の目的は、自らが後日、具体的に実験内容をトレースできるようにするため、ということに尽きる。大島氏は、実験ノート等は他人に見せるものではないので、字の巧拙や、他人が見て理解できるかなどは一切意に介さず、原記録として、手書きで必要な情報を記入することだけを考え、作成した。また、大島氏は、このような個人的な記録を記入するためのノートなどを研究所の公費で購入するのは非常に不適切と考え、文具店にて、自らの嗜好や目的に沿ったものを私費で購入し、使用していた。

（4）他の研究スタッフの実験ノート等

このような個人のための実験ノート等は、大島氏の部下の研究スタッフも同様に作成していたが、作成の方法、使用するノートの種類などは、各

スタッフでまちまちであった。研究室として、報告や議論の際には、データを見やすい形に整理した図表等を作成させ、それに基づいて打合せを行なったが、その過程で実験条件等をさらに詳しく知りたいときは口頭での補足を求めたり、記録の一部を見ることはしたが、各自の実験ノート等それ自体を点検するようなことは、資料の性格からも意味がないため、したことはなかった。

（5）実験ノート等の管理

大島氏は、各自の記録は、それぞれが責任を持って管理すべきと考えており、被告においては法人としての管理方法や保存義務、保存期間などのルールが定められていなかつたことから、部下の研究員にまとめさせた図表等を研究室長として収集・保管することはせず、各自の管理に任せていたものであり、学会発表や各種報告書を取りまとめる際などには、あらためて図表として借りる形としていた。

もとより、被告が法人組織として、大島氏やその研究スタッフが作成した実験ノート等を保管・管理したことは一切ない。

（6）小括

以上を要するに、大島氏については、自らの研究テーマである「イネからの組織特異的プロモーターおよび病原菌感染誘導プロモーターのクローニング、機能解析にかかる研究」に関する実験について実験ノート等を作成しているものの、それはあくまで大島氏個人の私物であって、法人としての組織共用文書性がないことは明らかである。

5 プロジェクト報告書について

（1）プロジェクト報告書とは

被告が行う実験には、大きく分けて「大課題研究費による研究」と「プロジェクト研究」がある。

このうち大課題研究費による研究は、中期目標に定める研究推進の方向と目標に基づき、その達成のために被告の自主的な課題設定によって行われる研究である（乙第2号証参照）。

これに対し、プロジェクト研究は、特定の政策研究課題の解決のため、農林水産省等各府省から委託を受けて行われる研究である。

プロジェクト報告書は、このようなプロジェクト研究について、プロジェクト課題ごとに担当となった研究者が業務の経過ないし結果を、プロジェクトを運営するプロジェクトリーダーに対して報告するために作成するものである。これが本件訴訟において原告が問題にしているものであり、第一次実験ノート裁判の第一審判決書（甲5）5頁の「プロジェクト報告書」である。

なお、このプロジェクト報告書は、一つの課題について年1回作成されていたところ、一人の研究者が複数の課題を担当する場合も多かった。川田氏は、第一次実験ノート裁判における証人尋問において、プロジェクト報告書は年に何回か出すものかという趣旨の質問に対し、「正確には覚えていません」と回答しているが（甲第16号証24頁）、これは、川田氏はプロジェクトの課題を複数担当していたことがあり、かつ、その数も年によって異なっていたからであると思われる。この点、原告は、「プロジェクト報告書は年に数回作成するものだからである。」と説明しているが（原告準備書面(4)3頁）、これは川田氏の上記証言を曲解したものと思われ、誤っている。

（2）プロジェクト報告書の性質

このように、プロジェクト報告書は、各年度における成績・計画概要書（甲第2号証の法人文書3参照）のように被告内の全体で共有されるものとは取り扱いが異なり、限定されたプロジェクト担当者の範囲での

共有・保存にとどまるため、平成20年決定（第1次開示決定）の際には法人文書にはあたらないと考えたものと思われる。

しかし、その共有・保存の範囲は狭いとしても、被告職員としてプロジェクトを担当し業務の経過等を報告しているのであれば業務遂行上作成し、役職員間で共有し法人が保存していることにより、法人文書としての要件を備えるものであると考えられる。しかるに、平成25年決定（第2次開示決定）の際には法人文書としての保存期間を満了し、既に廃棄処分されていたため、特定が不可能であった。

なお、プロジェクト報告書が法人文書として現存した場合でも、開示することを想定していないプロジェクト担当者限りのものであるため、法第5条第4号ホに該当することは明らかであり、いずれにしても全部不開示との決定をせざるを得ない性質のものである。

（3）平成20年決定において開示しなかった経緯

前述のように、平成20年決定の当時においては、被告はプロジェクト報告書の存在はプロジェクト担当者限りのものであるため、法人文書にはあたらないと考え、その存在自体も明かさず不開示としたと思われる。

（4）平成25年決定において開示しなかった理由

平成25年決定においては、プロジェクト報告書は開示決定の対象として記載されていないが、これは、同決定の時点（より具体的には平成25年10月10日になされた開示請求の時点）においては、プロジェクト報告書は既に保存期間を満了し廃棄済みであったためである（廃棄済みであるため、特定自体が不可能である。）。

6 求釈明について

原告の平成27年6月25日付準備書面(3)9頁以下の求釈明に対し、以下のとおり回答する。

(1) 上記求釈明事項(1)及び(2)に関しては、遺伝子組み換えイネの「開発」に関連して実施された実験の概要は本書面第1項で述べたとおりであり、その中心人物は川田氏(実験①ないし実験⑤)または大島氏(実験⑥)である。

その他の実験担当者は多数存在するが、具体的な氏名等は本件訴訟において明らかにする必要はないと考える。

(2) 上記求釈明事項(3)に関し、川田氏及び大島氏については、本書面第3項及び第4項で述べたとおりである。

また、川田氏及び大島氏以外で、実験を直接担当した者が実験ノート等を作成したかどうかとの点については被告において認識するところではないので回答できない。ただし、各実験担当者が実験ノート等を作成していたであろうことは否定しない。

(3) 上記求釈明事項(4)に関しては、川田氏については物理的に存在せず、大島氏については物理的に存在する(本書面第3項及び第4項で述べたとおりである)。ただし、大島氏の実験ノート等は同人が保有しており、被告が保有しているものではない。

上記両名以外の各実験担当者が作成していたであろう実験ノート等が現在、物理的に存在するか否かについては不明であるが、少なくとも被告は一切保有していない。

以上